

# 入札説明書

この入札説明書は、本県が委託する契約に関し、入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の件名及び数量  
県議会広報紙「にいがた県議会だより」の新聞折込業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 県内の新聞販売店を通じ、新聞購読戸に折込日にあわせて確実に配布できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社及び営業所等名称は問わない。）が所在する者であること。
- (7) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。
- (8) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (9) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (10) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

## 3 入札者に求められる義務

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、「入札参加申請書」（様式1）、「企業概要」（パンフレット可）、「請負体制の報告書」（様式2）及び「新潟県税の未納がないことの証明書」（申請日前3か月以内のもの）を、持参又は郵送で後記14の場所に提出しなければならない。  
なお、提出された書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 提出期限  
令和8年3月17日（火）午後5時まで  
※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

### (3) 審査結果

提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。

審査結果については、令和8年3月19日（木）午前9時以降に後記14に問い合わせること。

## 4 開札の日時及び場所

令和8年3月30日（月）午後1時

新潟県議会庁舎3階 執行部控室

## 5 入札及び開札の方法

- (1) 前記4の開札の日時及び場所に参集し、入札書（別添入札書の様式を使用）を提出すること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、再入札に使用する印鑑を持参すること。

- (2) 前記4の開札の日時及び場所に参集できない場合は、入札書を書留郵便で提出することができる。その場合は、封書の表に「何々入札書在中」と朱書の上、新潟県知事あてに、開札日時までに到着するよう提出すること。

- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。

なお、書留郵便により入札を行った者については、再入札に参加する意思がないものとみなす。

また、後記6の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。

- (5) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。
- (6) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

## 6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金が後記11(1)に規定する額に達しない者のした入札
- (4) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (6) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札

- (7) 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は新潟県議会事務局に開札日時までに到着しなかった入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

## 7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 8 契約書作成の要否 要

## 9 契約条項

別添「契約書（案）」による。

## 10 暴力団等の排除

- (1) 誓約書の提出  
契約の締結に際しては、別紙「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。
- (2) 不当介入に対する通報報告  
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1353967278060.html>

## 11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
入札金額に100分の110を乗じた金額（消費税及び地方消費税を加算した額）の100分の5に相当する金額以上の金額とし、現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。ただし、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は免除する。
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とし、現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）で納付しなければならない。ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社との間に締結し、その証書を提出した場合は免除する。

## 12 支払条件

当県が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

## 13 本件入札に対する質問の受付及び回答

入札説明書等その他本件入札に関する質問事項がある場合は、次の方法により質問すること。

- (1) 質問の方法
  - ア 別添「質問書」を電子メール、持参又は郵送により後記14の場所に提出すること。
  - イ 提出後、後記14へ提出した旨を電話により連絡すること。
  - ウ 電子メールにより提出する場合は、件名を「県議会だより新聞折込業務質問」とすること。

(2) 質問の提出期限

令和8年3月9日(月)正午まで

(3) 回答

ア 質問内容及びその回答は、令和8年3月12日(木)までに新潟県ホームページに掲載する。

イ 質問に対する回答は、仕様書等の追加又は修正とみなす。

**14 問い合わせ・郵送先**

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県議会事務局総務課総務係

電話番号 025-280-5522

Eメール [ngt200010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt200010@pref.niigata.lg.jp)